

規制シート(様式)

150194902070001

平成29年1月11日

規制の名称	社会教育主事の講習・通信教育の認定・認定社会通信教育の廃止又は条件変更の認可		所管府省	文部科学省
根拠法令等	社会教育法(昭和24年法律第207号)		担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	生涯学習政策局社会教育課長 西井 知紀 生涯学習政策局生涯学習推進課長 岸本 哲哉
規制目的	社会教育主事の講習については、社会教育主事の養成を図ることによって、社会教育行政の充実を図るためである。 通信教育の認定については、社会通信教育の育成、奨励のために受講者が安心して受講できるということが必要のためである。 認定社会通信教育の廃止又は条件変更の認可については、受講者の利益保護のために実施者に適切な事後措置を講じさせるためである。			
規制内容の概要	社会教育主事の講習については、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。 また、文部科学大臣が学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものについて、通信教育の認定を与えている。 その他、認定を受けた通信教育を廃止するとき、又はその条件を変更しようとするとき、文部科学大臣の定めるところにより、許可をしている。	関連する予算	社会教育を推進するための指導者の資質向上等事業(平成29年度予算 63,510千円)	
規制の最近の改廃経緯	—		関連する政策評価結果	平成27年に社会教育に係る活動の中核的リーダーとなり得る専門的職員の質の向上について政策評価(事後評価)を実施
規制を維持、改革又は新設する理由	社会教育主事の養成を図り、社会教育行政の充実を図るために必要な最小限の規制であり、これらの規制が過剰となっていたり、認可申請を阻害している状況ではない。 社会通信教育の育成、奨励のため、受講者の利益を保護するために必要な最小限の措置であり、これらが過剰な規制となっていたり、認定・認可の申請を阻害したりしている状況ではない。		規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—			
見直し条項	—			
次の見直し時期	平成33年度			